

# 武蔵村山市談合情報対応マニュアル

(平成9年1月10日市長決裁)

一部改正 平成9年8月18日

平成20年11月4日

## 第1 一般的事項

### 1 情報の確認

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)の規定に基づく入札に付そうとした、又は入札に付した工事若しくは製造の請負、物件の売買(以下「工事等」という。)について談合に関する情報(以下「談合情報」という。)の提供があったときは、次の事項を確認するものとする。

情報提供者の氏名、身分及び連絡先

対象入札件名、落札予定業者名及び落札予定金額

談合が行われた日時、方法等

その他談合に参加した当事者以外知り得ない情報

### 2 報告及び協議

1により談合情報を受けたときは、総務契約課長は談合情報報告書(別紙1)を作成し、総務部長に報告するものとする。

総務部長は、談合情報報告書により、内容の信憑性を判断し、調査の必要性の有無等について副市長と協議するものとする。

### 3 調査を必要とする場合

調査は、次の場合に行うものとする。

1の 及び がともに明らかとなっている場合

1の が不明であっても1の 及び が明らかとなっている場合

## 第2 具体的な対応

談合情報の提供があった場合の対応は、原則として、次に従い対応するものとする。

### 1 協議の結果、調査の必要がないとした場合

第1の2により、調査の必要がないものとした場合は、特別な対応は行わないものとする。

### 2 協議の結果、調査の必要があったとした場合

入札執行前の談合情報に対する場合

#### ア 事情聴取

事情聴取は、入札執行前に、入札参加者及び指名競争入札において指名後入札に参加することを辞退した者全員に対して行うものとする。この場合において、入札までの時間、発注の遅れ等による影響を考慮

して、必要に応じ、入札の延期又は入札開始時刻の繰下げを行うものとする。

イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められた場合

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められた場合においては、工事請負等競争入札参加者心得第12条の規定を適用し、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。

ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められなかった場合

(ア) 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められなかった場合については、すべての入札参加者から誓約書を徴取し、入札執行後談合の事実が発覚した場合は、入札を無効にする旨の注意の喚起を行った上、入札を執行するものとする。

(イ) (ア)により入札を執行した場合においても、なお必要があると認められた場合には、第1回の入札に際し、すべての入札参加者から工事等の内訳書の提出を求めるものとする。この場合、内訳書の調査結果が出るまでの間契約締結を保留する旨入札参加者に通告後、入札結果及び落札予定者の発表を行うものとする。

(ウ) (イ)により提出のあった工事等の内訳書のチェックは、総務契約課及び設計担当課により行い、調査結果を総務部長に報告するものとする。

(エ) (ウ)による調査の結果、談合の事実が新たに認められたときは、当該入札を無効とする旨入札参加者全員に通知するものとする。

(オ) (ウ)による調査の結果、談合の事実があったと認められなかったときは、落札予定者から誓約書を徴取の上、契約を締結するものとする。

入札執行後契約締結前の談合情報に対する場合

入札執行後、契約締結前に談合情報があった場合は、落札者に対し契約締結を保留する旨通告した上、次の対応をするものとする。

ア 事情聴取

事情聴取は、入札参加者及び指名競争入札において指名後入札に参加することを辞退した者全員に対して行うものとする。

イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められた場合

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められた場合においては、工事請負等競争入札参加者心得第15条第7号の規定を適用し、入札を無効とし、入札参加者全員に対しその旨通知するものとする。

ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められなかった場合

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められなかった場合においては、落札者から誓約書を徴取の上、契約を締結するものとする。

## 契約締結後の談合情報に対する場合

### ア 事情聴取

事情聴取は、入札参加者及び指名競争入札において指名後入札に参加することを辞退した者全員に対して行うものとする。

### イ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められた場合

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められた証拠を得た場合においては、工事等の進捗状況を勘案した上、契約を解除するか否かを決定するものとする。

### ウ 事情聴取の結果、談合の事実があったと認められなかった場合

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められなかった場合においては、契約者から誓約書を徴取の上、工事等を続行するものとする。

## 第3 個別手続の手順等

### 1 事情聴取の方法等

事情聴取は、2人以上の職員により、対象者全員について行うものとする。

事情聴取した内容について、事情聴取書（別紙2）をその場で作成し、事実と相違ないことを確認させた上署名させるものとする。

### 2 当局への通報

公正取引委員会又は所轄の警察署に対しての通報は、談合の事実があったと認められた時点で行うものとする。

### 3 誓約書の提出

誓約書については、誓約書を公正取引委員会又は所轄の警察署へ送付することがある旨を説明の上、別紙3を参考に自主的に提出させるものとする。

## 別紙 1

## 談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分
入 札 件 名	
入札(予定)日	平成 年 月 日 ( ) 時 分
情 報 提 供 者	報道機関 ( ) その他 役職・氏名等 連絡先
受 信 者	
情 報 手 段	電話 ・ 書面 ・ 面接 ・ 報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	
作成者職氏名	印

別紙 2

事 情 聴 取 書

入 札 件 名

事情聴取を  
受けた者

職名

氏名

事情聴取者

日 時 平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分

場 所

質 問	回 答
1 本件入札に先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本件入札について、他社の人と何らかの打合わせ又は話合いをしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どのような内容の打合わせ又は話合いですか。	

上記の事情徴取の内容は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

氏 名

別紙 3

誓 約 書

平成 年 月 日

武蔵村山市長 殿

会 社 名

代表者名

印

担当者名

今般の 〇〇〇〇 に係る競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為は一切行っていないことを誓約するとともに、今後とも同法を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会又は所轄の警察署に送付されても異議はございません。